

令和6年度久米南町まちづくり支援事業 募集要領

1 趣旨

町内の団体が地域の課題を自主的、かつ、主体的に解決し、特色ある豊かなまちづくりを行う諸活動の経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するもの。

2 応募資格

対象団体は、構成員の半数以上が町内に居住又は通勤している者により組織された団体とする。ただし、特定の候補者、政治団体、宗教団体等の活動又は宣伝を目的とした団体を除く。

3 助成対象事業及び助成金額

対象事業	対象経費	限度額
自治会等の地域を主体とした活動 (防災、IT、空き家、伝統文化)	事業の実施に真に必要な経費	20万円
少子化対策 (出会い、結婚支援、子育て支援)		
その他提案 (町の振興計画又は創生総合戦略に記載の内容に合致する取組み)		

※審査により選定し、予算の範囲内で助成。

4 助成対象事業を行う期間

助成金の交付決定後（6月予定）、事業を開始し、年度末（令和7年3月31日）までに必ず事業を完了すること。

5 助成対象事業の募集

令和6年4月15日（月）から令和6年5月10日（金）まで

※6の提出書類を期日までに産業振興課まで提出すること。

6 提出書類

- (1) まちづくり支援事業助成金交付申請書及び企画書
- (2) 団体の規約や会則又は提案団体調書 ※団体の概要や目的がわかるもの
- (3) 会員名簿など団体の構成員がわかるもの（住所・氏名・年齢を記載）

- (4) 団体の収支予算書（企画書の収支予算と同じ場合は不要）
- (5) その他町長が必要と認める書類

7 交付決定

久米南町まちづくり支援事業助成金審査会で書類及びプレゼンテーションにより審査及び選定し、予算の範囲内で決定。審査後に決定・不決定を

申請書提出 → 書類審査及びプレゼンテーション → 交付決定 → 事業開始

8 審査基準

- (1) 社会貢献度
 - ア. 地域の課題を的確に捉え、その解決に結びつく事業であること。
 - イ. 応募団体の構成員や特定の人を対象となる事業ではないこと。
 - ウ. 活動の成果が広く町民に還元される事業であること。
- (2) 発展性・波及効果
 - ア. 目的に即した事業内容であること。
 - イ. 事業の実施により想定される効果が期待できること。
 - ウ. 活動の継続性や発展性・他の地域への広がりを期待できる事業
- (3) 団体規模・活動内容の適正
 - ア. 事業の実現可能な団体としての体制が整備されていること。
 - イ. 活動内容に団体の特徴を活かした工夫があること。
- (4) 計画・費用の妥当性
 - ア. 事業計画、スケジュールが実現可能であること。
 - イ. 活動に見合った経費の見積となっていること。

9 問い合わせ及び書類提出先

- 募集期間 令和6年4月15日（月）から令和6年5月10日（金）
（土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで）
- 受付窓口 久米南町役場 産業振興課又はメール
- 提出書類
 - ※応募要領及び提出書類は受付窓口又は町ホームページからダウンロード出来ます。
 - URL <https://www.town.kumenan.lg.jp>
- 応募方法
応募は、受付窓口又はメールで期日までをお願いします。

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

TEL 086-728-2134

FAX 086-728-2749

《お問い合わせ先》 久米南町役場産業振興課

〒709-3614 久米南町下弓削502-1

TEL 086-728-2134

FAX 086-728-2749

Eメール sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp